

名誉毀損の算定式と算定基準

1 算定式と算定要素

(1) 算定式

名誉毀損の慰謝料額は次の算定式で求められる。

被害者属性別 中央値 ± 伝播性・影響力の強弱 ± 加害行為の悪質性

本算定式は、被害者の地位や職業などの社会的属性を基本要素とし、これまでの裁判例から算定した慰謝料額の中央値を慰謝料額の基準とし、それに媒体の伝播性の強弱、信頼性や影響力の大小、加害行為の悪質性の三類型を加味し、慰謝料額を算定する。

なお、この算定式については、第2編第1章以下で解説を加える。

(2) 算定要素

慰謝料額算定の基本要素は以下の通りである。

①これまでの裁判例から抽出した、被害者の社会的属性ごとの中央値

名誉毀損は、被害者の社会的評価を保護することにその目的があることから、被害者の社会的属性が慰謝料額の算定にあたっての基本要素となる。

被害者属性を基本要素とした場合、これまでの裁判例から抽出したそれぞれ

〈図表1-1 被害者属性ごとの中央値〉

公人	著名人	大学教授 医師 弁護士	被疑者 被告人 受刑者	一般人	企業の 代表者	団体
110	100	160	200	50	100	200

の被害者属性の慰謝料額の中央値を基本とするのが妥当であると判断される。

例えば、被害者が公人の場合、これまでの裁判例から慰謝料額の中央値は110万円となり、この額を基準として、次の2つの要素を加味し算定額を決めることとなる（なお、本書において公人とは公職にある者をいい、選挙で選出された議員、地方自治体の首長及び行政に携わる上級の行政官僚、並びに社会的に評価をされる地位にある者を指している）。

②媒体の伝播性・信頼性・影響力

慰謝料額に影響を与える次の要素としては、当該行為が行われた媒体の伝播性の強弱が挙げられる。この場合、単に伝播性のみならず、その媒体の信頼性・影響力の大小も加味すべき要素として考慮される。

例えば、雑誌媒体で公人の名誉を毀損した場合、中央値の110万円に、雑誌媒体の金額の幅のなかで、加算されることになる。

③加害行為の悪質性

次の要素としては、加害行為の悪質性が、その重要な要素となる。

この場合の加害行為の悪質性は次の三類型としてまとめることができる。

- ア) 本質的部分の侵害の有無（ある職業を前提にその職業についての致命的な影響を与えるもの）
- イ) 犯罪行為若しくはそれに類似した行為に関与したかの印象を与えるもの
- ウ) 行為の執拗性

この三類型が、慰謝料額の増額減額要素となる。例えば、公人としての職業上、致命的な影響を与える内容の名誉が毀損された場合、中央値の110万円に加算されることになる。さらにその侵害の内容が犯罪に関するものであり、執拗に繰り返されていた場合は、さらなる増額要素となる。逆に三類型のいずれにも当てはまらなかった場合は、減額の要素となる。

〈図表1-2 判例から抽出した媒体ごとの統計値〉

	雑誌	書籍	新聞	テレビ 番組	インター ネット	文書の 配布	会員誌等	示威行為	その他
中央値	175	100	200	200	50	50	40	30	20
最大値	1000	300	300	300	400	60	120	500	400
最小値	20	50	50	70	20	1	5	20	6

④その他の要素

名誉毀損の慰謝料額を決定する要素としては、以上のほかに多種のものがある。慰謝料が裁判官の裁量によってその金額が決定される以上、当該事件による種々の事情が影響を与えることは、論を俟たない。したがって、我々が提示するものは、慰謝料額の大まかな枠を示すに過ぎないものである。

2 被害者の社会的属性ごとの算定基準

(1) 被害者の属性による算定基準の読み方

被害者の社会的属性ごとの裁判例の傾向は以下のように示される。なお、本書における被害者の属性区分については、第2編第1章2にて解説する。

これらを前提に、被害者属性ごとに、前記算定式を当て込んだ算定基準を図にて示す。

〈図表1-3 被害者属性ごとの慰謝料認容額〉

金額 万	公人	著名人	大学教授 医師 弁護士	企業の 代表者	被疑者 被告人 在監者	一般人	団体
1000~							
~1000		↑					
~900							
~800			↑			↑	
~700	反論の 可能性 ↓						
~600							
~500	↑				名誉が 既に 低下 ↓		
~400							
~300				↑	↑		
~200							
0~100	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

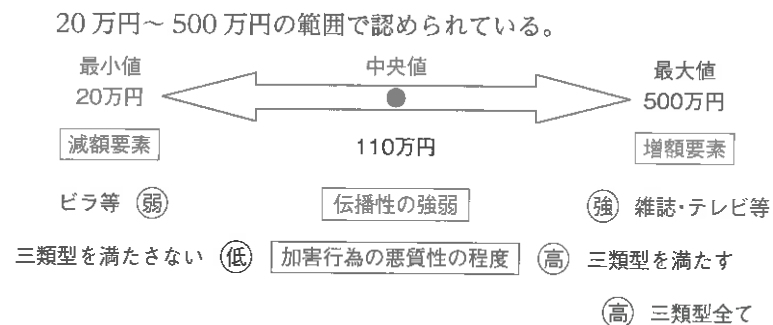
図中の左右の矢印は、これまで認められてきた慰謝料額の範囲。中央で示す金額が、その中央値である。本算定基準ではこの被害者属性ごとの中央値を基準に、伝播性等の強弱、加害行為の悪質性という要素により、増額減額が行われる。

なお、これらの基準において、例えば伝播性の高い媒体により、更には加害行為の悪質性が高いとして、実際の裁判例の額がこれを超える場合がある。また、その逆の場合もある。それらは、事例の特殊性であり、裁判官の裁量による。ここで示す基準は、あくまで一般論である。

(2) 被害者の属性による算定基準

① 被害者が公人である場合

その中央値は、110万円である。これが基準値となる。

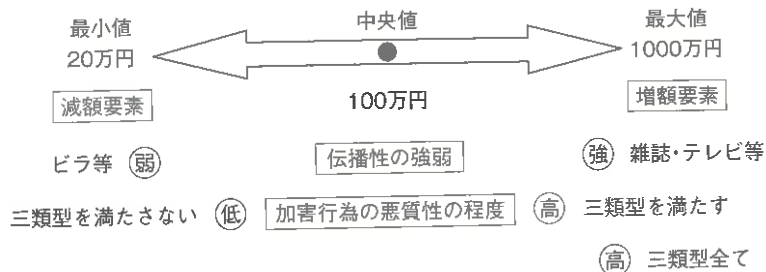


例えば、公人が雑誌上で三類型を全て満たすような損害行為を受けた場合、慰謝料額は、中央値110万円に、雑誌という伝播性の強い媒体であるため増額となり、三要素を全て満たす悪質性の高さから高額が増額が行われる。

② 被害者が著名人である場合

その中央値は 100 万円である。

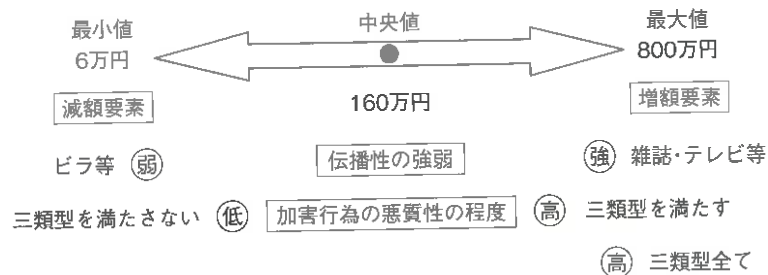
20 万円～ 1000 万円の範囲で認められている。



③ 被害者が大学教授・医師・弁護士である場合

その中央値は 160 万円である。

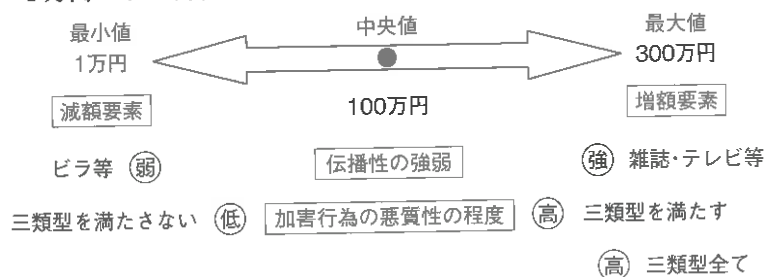
6 万円～ 800 万円の範囲で認められる。



④ 被害者が企業の代表者である場合

その中央値は 100 万円である。

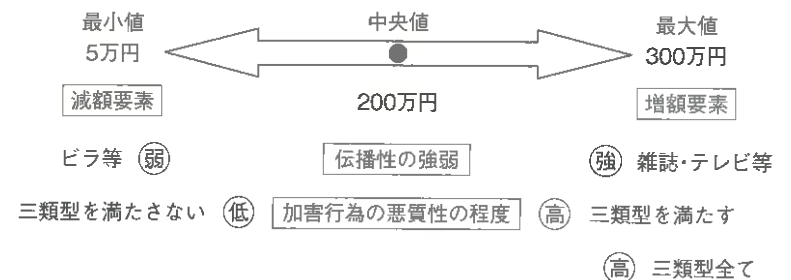
1 万円～ 300 万円の範囲で認められている。



⑤ 被害者が被疑者・被告人、受刑者である場合

その中央値は 200 万円である。

5 万円～ 300 万円の範囲で認められる。

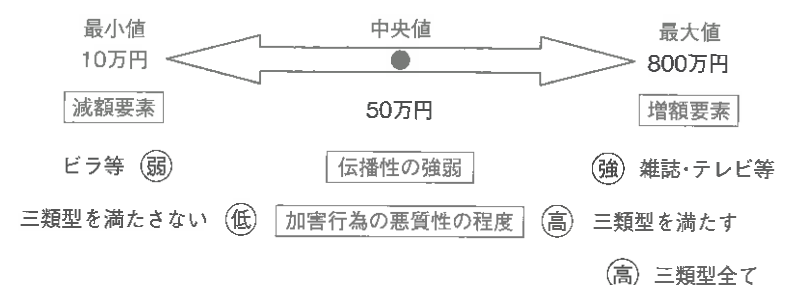


注) 被疑者・被告人・受刑者の数値については、裁判例のサンプル数が少なく一般化しにくいものと思われる。利用にあたっては注意されたい。

⑥ 被害者が一般人である場合

その中央値は 50 万円である。

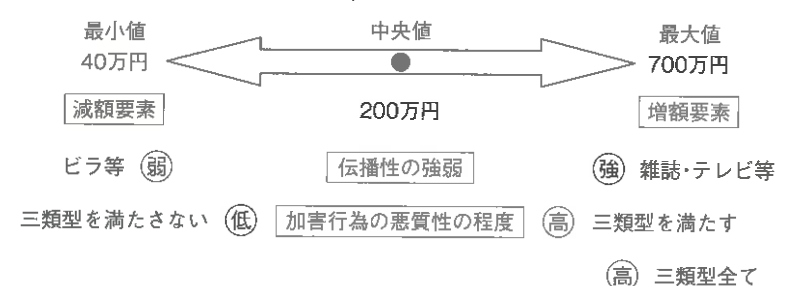
10 万円～ 800 万円の範囲で認められる。



⑦ 被害者が団体である場合

その中央値は 200 万円である。

40 万円～ 700 万円の範囲で認められる。



(真田範行・藤 俊英)

1 算定式と算定基準の解説

(1) 算定式

実際に慰謝料額をどのように算定するかについては、多くの見解があると思われる。もちろん、慰謝料の算定は裁判官の自由裁量を原則とするから、算定について公式を見出すことは困難であるとの見解もあろう。しかし、交通事故については、慰謝料額は定型化されているし、名誉毀損においても同じ状況の事件においては、慰謝料額は近接しているほうが、法的安定性の観点からも望ましいといえる。

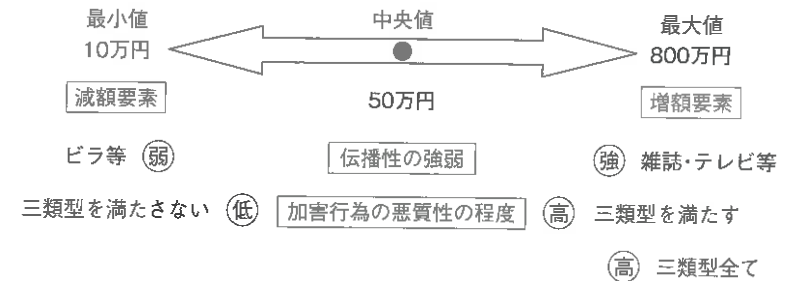
以上の観点から、判例の傾向を前提とし、以下のように、計算式を定立した。

すなわち、①判例において示している被害者別の中央値を抽出し、これを基準とすること。さらに、②伝播性の強い媒体か否かによって判例の示した値を加算減算要素とすること、また、③裁判例において侵害行為が悪質と考えられる場合には、高額な慰謝料を算定していることから、このような悪質と考えられる事案を検討し、これらを加算減算要素とすること。これらの3要素を組み合わせることによって、現在の判例が示している慰謝料の一定の傾向を総体的に把握できる。

この計算式を具体的に活用すると、第1編で示したごとく、例えば被害者が一般人であり、その勤務している会社内部で、ビラによってその人の行状を中傷されたような場合については、①裁判例から抽出した一般人の慰謝料額の中央値50万円を基準とし、②伝播性については、その媒体が会社内部のビラであることなどから伝播性は弱いと判断し、中央値50万円からの減額要素となる。さらに③その内容が悪質・深刻なものではない場合には、これも減額要素となり、結局50万円より低い金額となるということになる。これに対し、一般人であっても、雑誌等でその本質的部分を侵害するような

悪質性が高い記事が掲載された場合には、②雑誌という伝播性の高い媒体であるという増額要素と③本質的部分の侵害であるという増額要素が加わり50万円を大きく上回る金額が慰謝料額となると導かれる。増額要素・減額要素とも、その金額の幅についてはこれまでの裁判例をもとに判断することになる。

〈図表2-1 一般人の慰謝料算定基準〉



(2) 被害者属性別の中央値

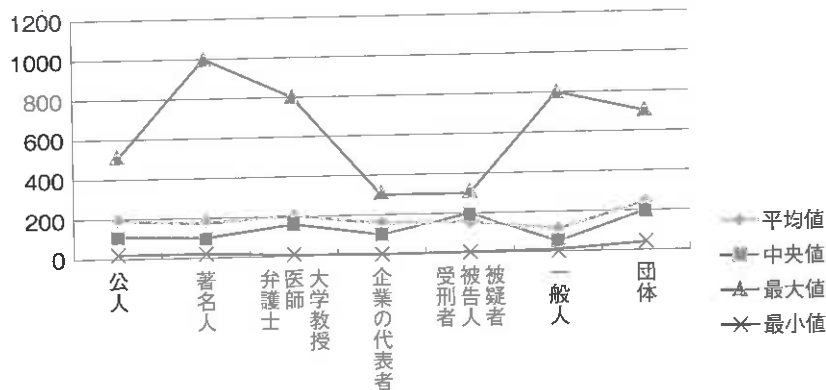
なぜ、被害者属性別に慰謝料額を把握するのか。私たちの研究によると、慰謝料額算定についての判例の傾向として、被害者の属性によって認容額に大きな偏差がみられることが確認できたためである。これは、名誉毀損の本質がその人の社会的評価（社会から受ける客観的評価）を低下させるものであることから、慰謝料額の算定にあたって、判例は、被害者の社会的地位、すなわち被害者属性を最重要な要素として位置付けていることを指摘できる。したがって、その算定基準を定立する場合にも、被害者属性別に基準を

〈図表2-2 被害者属性別統計値〉

(万円)

	公人	著名人	大学教授 医師 弁護士	企業の 代表者	被疑者 被告人 受刑者	一般人	団体
平均値	188	174	203	155	157	112	243
中央値	110	100	160	100	200	50	200
最大値	500	1000	800	300	300	800	700
最小値	20	20	6	1	5	10	40
サンプル数	12	42	22	13	5	33	39

注) 被疑者・被告人・受刑者の数値については、サンプル数が少なく一般化しにくいものと思われる。利用にあたっては注意されたい。



〈図表2-3 被害者別認容慰謝料額の分布〉

万円	~50	~100	~200	~300	~500	~800	~1000	合計
属性								
公人	3	3	2	2	2			12
著名人	17	9	8	3	1	3	1	42
大学教授 医師 弁護士	4	6	6	3	1	2		22
企業の代表者	2	5	2	4				13
被疑者 被告人 在監者	1	1	2	1				5
一般人	17	7	6	1		2		33
団体	4	10	8	8	7	2		39
合計	48	41	34	22	11	9	1	166

立てるのが適当であると考え。

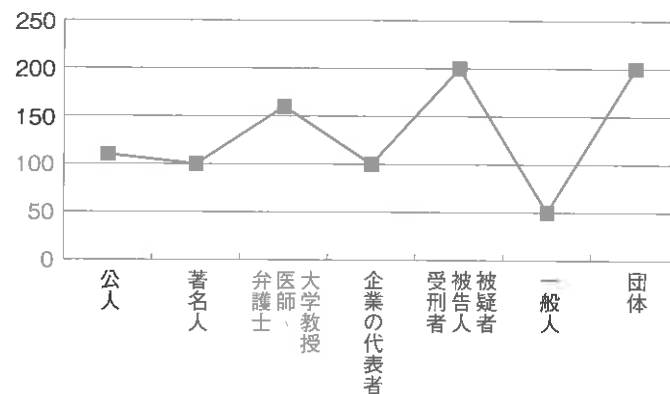
以上のように、第1に被害者属性が考慮されるべきであるが、算定にあたって具体的な数値を求めるためには、基準となる数値を考慮する必要性が存在する。本書では統計上の数値として、認容慰謝料額の平均を求めた平均値、認容された慰謝料額ごとの集団の中心にくる値である中央値、認容慰謝料額の最高額を示す最大値、認容された慰謝料額の最低額を示す最小値をそれぞれ用いているが、この場合、基準値の設定については、このうちの平均値と中央値のどちらを基準とすべきかが検討されなければならない。平均値は、非常に高額な裁判例や非常に低額な裁判例が存在する場合、これらに引きずら

れてしまい一定の傾向を示さない場合が多いと考えられる。したがって、基準とすべき金額は、中央値がベターであり、裁判例の傾向にも合致すると考えられる。

〈図表2-4 被害者属性別中央値〉

(万円)

	公人	著名人	大学教授 医師 弁護士	企業の代表者	被疑者 被告人 受刑者	一般人	団体
中央値	110	100	160	100	200	50	200



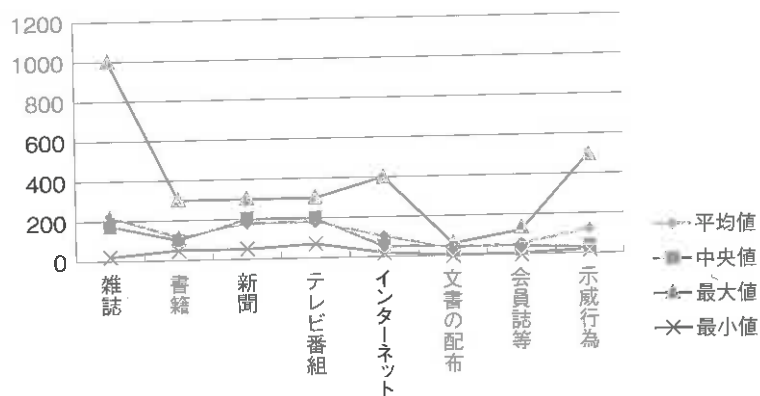
(3) 媒体の伝播性の強弱、信頼性・影響力の大小

慰謝料の算定要素として次に重視すべきものは、名誉毀損が行われた媒体である。以下に示す「媒体別のグラフ」を検討すると、最大値と最小値については、一定の傾向を示してはいないが（この点については、別の要素、すなわち侵害行為の悪質性が影響していると推察できる）、中央値については、一定の傾向を示していると判断できる。すなわち、一般的にいて、伝播性の強い媒体による場合には、慰謝料額が高額になるといえる。勿論、この点は、正確に断定できるところではないが、一般的な傾向として指摘できると思われる。すなわち、名誉毀損の慰謝料が被害者の蒙った精神的損害を慰藉するものである以上、伝播性の強い媒体により事実がより広まった場合には、多くの人を知ることになり、その精神的な苦痛も大きいと考えられるからである。そしてこのことは、実際の慰謝料の判断においても重要な観点をなしていると考えられる。

〈図表2-5 媒体別統計値〉

(万円)

	雑誌	書籍	新聞	テレビ番組	インターネット	文書の配布	会員誌等	示威行為	その他
平均値	221	116	179	182	102	37	51	122	78
中央値	175	100	200	200	50	50	40	30	20
最大値	1000	300	300	300	400	60	120	500	400
最小値	20	50	50	70	20	1	5	20	6
サンプル数	98	7	9	10	15	3	4	13	9



(4) 加害行為の悪質性

被害者属性別の中央値を基準とし、伝播性の強い媒体による名誉毀損の慰謝料額が高額になるとの理解を前提に、その他の要素を検討してみると、判例からは加害行為の悪質性が指摘できる。一般には、悪質性の評価の具体的基準としては、①表現自体が悪質なものであるか否か、②被害者が受けた社会生活上の不利益の程度、③加害者の動機・目的の悪質性の程度、④加害者の過失の程度、⑤表現行為後の名誉回復措置が挙げられている。しかしながら、これらの要素を総合的に考慮することが慰謝料額の算定となろうが、これらについて一定の方向性を示して、定式化することは困難であると考えられる。そこで、比較的高額な慰謝料金額が認められた裁判例を検討してみると、次の三つの要素を指摘できる。

①本質的部分の侵害の有無（ある職業を前提にその職業についての致命的な影響を与えるもの）

本質的部分の侵害が行われたような場合には、同じ属性に属し、同じ媒体による侵害行為であっても、慰謝料額が高いことが読み取れる。例えば、同じ大学教授であっても、その私的な行為についての表現行為が名誉毀損になる場合と、論文のねつ造等、大学教授という職業についての本質的部分への表現行為が名誉毀損になる場合とでは、後者の金額が高額になる傾向が存在する。また、国会議員であっても同様に、私的な行為について指摘するものと、国会議員が他の政党と通じていたとの指摘等、国会議員としての活動の本質的部分に係る表現行為の場合にも、後者のほうが慰謝料額が高額となる傾向が存在している。また、スポーツ選手にしても、「八百長を行っていた」等のスポーツマンシップの本質に係る事案においては、慰謝料額が高額となっている。このようなことから、裁判例は、人の社会的評価として当該職業を基準として、その本質的部分について侵害行為があったような場合には、名誉毀損の程度が高いとして、高額な慰謝料を認めていると評価でき、算定基準としても、この要素を基準として取り入れなければならないと考えられる。

②犯罪行為若しくはそれに類似した行為に関与したかの印象を与えるもの

次に、高額となる事例としては、犯罪行為若しくはそれに類似する行為に関与したとの摘示があった場合である。およそ、どのような職業にあろうとも、犯罪行為に関与した、若しくは関与している可能性があるとの指摘については、その人の社会的評価を根本的に覆すものといえ、慰謝料額が高額となるのは自然であるというべきである。慰謝料額について算定式を定立する場合、この要素も不可欠であるというべきである。

③行為の執拗性

最後に、裁判例において高額な事例として挙げられるのは、名誉毀損行為が執拗と評価される場合である。例えば一度名誉毀損行為を行ったにもかかわらず、再度名誉毀損行為を行うような場合である。このような場合については、当然のごとく慰謝料額は高額となっており、算定式を定立する場合の不可欠な要素であると考えられる。

名誉毀損の慰謝料算定

—名誉・信用・プライバシー・肖像・パブリシティ侵害の慰謝料算定実務—

2015年10月16日 初版印刷
2015年10月23日 初版発行

編著者 ^{にし}西 ^{ぐち}口 ^{はじめ}元
^お小 ^が賀 ^の野 ^{しょう}晶 ^{いち}一
^{まこと}真 ^だ田 ^{のり}範 ^{ゆき}行
発行者 佐久間重嘉

発行所 学陽書房

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-9-3 Tel 03(3261)1111
Fax 03(5211)3300

装丁/佐藤 博

印刷/木元省美堂
製本/東京美術紙工

★乱丁・落丁本は、送料小社負担にてお取り替えいたします。

ISBN 978-4-313-31392-7 C2032

©H. Nishiguchi, S. Ogano, N. Sanada 2015

Printed in Japan